

立川市営住宅 入居者募集のしおり

募集戸数	15 戸
入居予定	令和8年12月
募集種別	一般世帯向 11 戸
	若年夫婦世帯向 3 戸
	高齢者世帯向 1 戸
	多子世帯向 0 戸
	車いす使用者向 0 戸
	福祉単身者向 0 戸

オンラインで申込が可能です。

立川市ホームページより立川市営住宅入居申込フォームにアクセスしてください。下記URL、または右の二次元コードからもアクセスが可能です。

<https://logoform.jp/f/3YPVT>



●申込書配布期間

令和8年7月16日(木) ～ 令和8年7月29日(水)

●申込期間

令和8年7月16日(木) ～ 令和8年7月31日(金)

★注意事項：直接、窓口に持参しても受付できません。

◆立川市に引続き1年以上居住している方が申し込みができます。

◆抽せんにより入居予定者（資格審査対象者）を決定します。

目 次

●申込みにあたっての注意等	3
●申込みから入居まで	4
●入居資格に関する基準日一覧表	5
●入居資格基準表	5
●一般世帯向入居資格	6～7
●他の世帯向入居資格	8
●参考資料（住宅の標準的間取り・募集倍率）	9
●申込地区・募集住宅一覧	10～11
●市営住宅案内図	12～13
●所得金額の計算方法	14～15
●給与所得の方	16～17
●事業等所得の方	18
●年金を受けている方	19
●特別控除について	20～21
●申込書の書き方	22

住宅使用申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用いたしません。
なお、資格審査の時の提出書類等により取得した個人情報は、
市営住宅居住後の管理業務において利用させていただきますのでご了承下さい。
なお、提出書類は返却いたしません。

申込みにあたっての注意等

市営住宅とは

立川市が住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が定められていますので、募集案内をよくお読みになったうえで、お申込み下さい。

今回の募集について

募集する住宅は、空き家住宅であり、リフォームしてありますが、新築のような状態ではありませんので、ご理解ください。

※入居の時期は資格審査が通過した後の入居になるため、約6ヶ月後となります。

申込みにあたっての注意

- ① 申込書は、1世帯につき1通のみ有効です。次のような申込みはすべてが無効です。
 - a. 同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
 - b. 郵送、オンラインの申込み方法を問わず、複数の申込みがあるとき。
 - c. 婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - d. 世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき。
- ② 郵送申込の場合、郵送で申込期間内に住宅課に届いたものに限り受付けます。
- ③ 直接、窓口を持参しても受付けはできません。
- ④ 申込書を郵送したあとは、地区、申込者、同居者など、申込内容の変更はできません。また、申込書（貼付切手を含む）は返却しません。
- ⑤ 証明書類（住民票の写し、源泉徴収票など）を添付する必要はありません。抽せん後、資格審査のときに提出していただきます。

オンライン申込みの方法

- ① 立川市営住宅入居申込フォームにアクセスしてください。
<https://logoform.jp/f/3YPVT>
- ② 申込期間中のみご利用いただけます。
- ③ 受付は下記申込期限の午後11時59分までです。
- ④ 申込みたい住宅の申込地区番号を選択し、世帯の必要事項を入力して送信してください。
- ⑤ 受付完了メールが届きますのでご確認ください。



郵送申込みの方法

- ① 入居資格をお確かめのうえ、申込地区番号を1つだけ選んでください。
- ② 申込書に必要事項を記入してください。
- ③ 申込書の2か所に85円切手を貼ってください。
※ 切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- ④ 申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、下記申込期限までに立川市役所住宅課に郵送してください。
※ 郵便料金不足は受け取りできません。

申込期限 令和8年7月31日(金) 消印有効

申込みから入居まで

申込み

オンライン申込み:令和8年7月31日(金)までに申込フォームで申込完了したものに限り受け付けます。
郵送申込み:令和8年7月31日(金)の消印が確認できたものに限り受け付けます。

抽せん番号の通知

令和8年8月10日(月)頃にハガキ発送、または、メール送信の予定です。
切手を貼り忘れたもの、不足しているものは抽せん番号及び抽せん結果の通知はできません。
また、無効の場合はその理由を明記して通知します。

公開抽せん

令和8年8月26日(水)11時より市役所2階208会議室にて行います。なお、結果は抽せん終了後、会場に17時まで掲示します。当日は会場においでにならなくてもさしつかえありません。

抽せん結果の通知

令和8年9月2日(水)頃にハガキ発送、または、メール送信の予定です。

落せん
補欠者へ
当せん

補欠者

資格審査により失格者又は辞退者が出た場合、抽せんでは補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。なお、補欠者で繰り上げとならなかった方への通知は行いません。
資格審査はおおむね11月中旬頃に終了する予定です。それまでに連絡がない場合は上位の方で決定したものとご了承ください。

資格審査

資格審査対象者へ順次、審査のご案内を発送します。指定日までに必要な書類を住宅課へ提出してください。提出いただいた書類はお返しできません。なお、この資格審査に合格しないと入居できません。

合格 失格

入居手続き

入居予定日の約2週間前に行います。入居にあたり住宅使用料の2ヶ月分の保証金の納入と緊急連絡先の連署が必要です。また、印鑑登録証明書(申込者)を提出していただきます。

住宅使用許可

住宅使用許可書を交付いたします。合わせて入居する住宅の鍵をお渡しいたします。

入居

使用許可日から15日以内に入居していただきます。
使用許可日から30日以内に住民票を添付した入居完了届を提出していただきます。

入居資格に関する基準日一覧表

このしおりの説明の中にでてくる申込書配布期間、年齢、在留期間（外国人が申込みする場合）、市内居住期間などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和8年	7月16日 から 7月31日 まで
在留実績1年以上	2025年	令和7年	8月1日 以前から日本に在留している
市内に1年以上居住	2025年	令和7年	8月1日 以前から立川市に居住している
小学校就学前の児童	2020年	令和2年	4月2日 以降の生まれ
16歳以上、23歳未満	2003年	平成15年	7月17日 以降の生まれから
	2010年	平成22年	8月1日 以前の生まれまで
18歳未満	2008年	平成20年	7月17日 以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある 者)	2008年	平成20年	4月2日 以降の生まれ
成年者	2008年	平成20年	8月1日 以前の生まれ
40歳未満	1986年	昭和61年	7月17日 以降の生まれ
45歳未満	1981年	昭和56年	7月17日 以降の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	8月1日 以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	7月17日 以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	8月1日 以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	8月1日 以前の生まれ

入居資格基準表

このしおりの説明の中にでてくる入居資格基準表とは、居住している住宅が狭いかを判断する基準になります。（お住まいの住戸専有面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

☆壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

☆住戸専用面積には、バルコニー・ベランダは含みません。

一般世帯向入居資格（年齢等の基準日は5ページでご確認ください。）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が立川市内に1年以上居住していること

- ① 申込者本人が立川市内に引き続き1年以上居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。（未成年どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- ② 外国人については中長期在留者で、①のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のaまたはbの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。
 - a. 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」
 - b. a以外の在留資格の方は申込日において引き続き在留実績が1年以上ある方

2 同居親族がいること

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度による入居資格について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度に加え、立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が創設されました。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

申込書配布期間に、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。これにはパートナーを含みます。（外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で申込者配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。）

- ① 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - a. 婚約者（入居手続きのときまでに婚姻できること。）
 - b. 申込日現在、申込者と税法上の扶養関係にあること。
 - c. 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併は出来ません。）ただし、入居しようとする世帯が7ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- ② 内縁関係の場合、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- ③ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できると、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- ④ 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - a. 夫婦が別居する申込み
 - b. 結婚、転職、就職、独立等の理由がなく現に同居している親族を除いた申込み※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く）
※ 出産予定の場合、申込書配布期間最終日までに生まれていなければ、同居親族には含まれません。（ただし、生まれた子の入居は可能です。）

3 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
14～21ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること

- ① 入居する方に、住宅または土地の所有者がいる場合は申込みできません。（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。）ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。
- a. 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合。
→ 資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。
 - b. 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる場合。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）
→ 資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- ② 入居する方に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みができません。ただし、次の場合は申込みことができます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅 公社住宅 都民住宅 等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。 → 資格審査時にUR・公社からの証明書等で確認します。
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者（内縁及び婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア. 配偶者（内縁及び婚約者を含む） イ. おおむね60歳以上の方（申込日現在57歳以上の方） ウ. 18歳未満の児童 エ. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。
	生活保護 又は 中国残留邦人 支援給付受給世帯	申込日現在、生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が、5ページの入居資格基準表にあてはまること。

- その他 ●通勤時間が長い（片道90分以上の通勤時間が、片道30分短縮できること。）
●居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす。（室内移動に介護者等が必要としていること。）

5 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、申込者及び同居親族の資格審査をする際に、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

他の世帯向入居資格（年齢等の基準日は5ページでご確認ください。）

若年夫婦世帯向 入居資格

申込できる方は、申込書配布期間内に、6～7ページ「入居資格（一般世帯向住宅に応募する方）」の1～5のほかに、次の条件にあてはまる必要があります。

- 世帯全員が40歳未満の「夫婦」または「夫婦と子」であること。

高齢者世帯向 入居資格

申込できる方は、申込書配布期間内に、6～7ページ「入居資格（一般世帯向住宅に応募する方）」の1～5のほかに、次の条件にあてはまる必要があります。

- 申込者が60歳以上であり、かつ、現に同居し、または同居しようとする親族が次のいずれかに該当すること。
 - ① 配偶者（パートナーを含む）
 - ② おおむね60歳以上であること（おおむねは、57歳以上を指します）
 - ③ 18歳未満の児童

多子世帯向 入居資格

※今回、募集はありません。

申込できる方は、申込書配布期間内に、6～7ページ「入居資格（一般世帯向住宅に応募する方）」の1～5のほかに、次の条件にあてはまる必要があります。

- 申込者に同居、または同居しようとする親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。

車いす使用者向 入居資格

※今回、募集はありません。

申込できる方は、申込書配布期間内に、6～7ページ「入居資格（一般世帯向住宅に応募する方）」の1・3・4・5のほかに、次の条件にあてはまる必要があります。

- 申込者あるいは同居者が、住居内の移動に車いすの使用を必要としており、次の①または②にあてはまること。
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
 - ② 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者

福祉単身者向 入居資格

※今回、募集はありません。

申込できる方は、申込書配布期間内に、6～7ページ「入居資格（一般世帯向住宅に応募する方）」の1・3・4・5のほかに、次の条件にあてはまる必要があります。

- 申込時に同居している親族（パートナーを含む）がいない人で次のいずれかにあてはまること。
 - ① 60歳以上の方
 - ② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方
 - a. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - b. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
 - c. 知的障害者でイ.の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度）の人
※ 手帳の交付を受けていない人は、障害の程度について公的機関の証明が必要です。
 - ③ 生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
 - ④ 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）
 - ⑤ ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる人
 - ⑥ 配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で次のいずれかにあてはまる方
 - a. 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
 - b. 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方

参考資料

住宅の間取り

住宅の標準的な間取りは以下の通りです。実際の間取りや扉の向き、住宅の方位等は、各団地ごとに違います。下記の間取り図はあくまで参考資料のため、縮尺等は物件と異なります。

※ 給湯器はありますが、ガス湯沸かし器が必要な場合はご自分で設置となります。

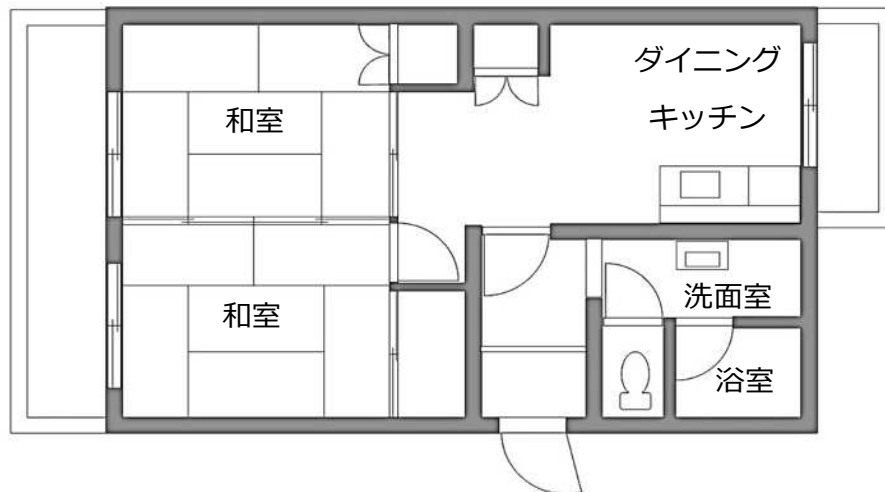
※ エアコンはご自分で設置となります。

※ 照明機器はご自分で設置となります。

一般世帯向
(3DK)



一般世帯向
(2DK)



募集倍率

過去の募集倍率は以下の通りです。倍率は常に一定しているとは限りませんが、参考までに掲載いたします。

募集時期	募集戸数 (戸)	申込数 (件)	倍率
令和7年12月募集	11	44	4.0
令和7年7月募集	11	45	4.1
令和6年12月募集	12	22	1.8

申込地区・募集住宅一覧

一般世帯向住宅 ※2名以上の世帯が対象です。

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
A1	錦町住宅 錦町4-10-20	2	3DK 63.2㎡	H4 2階以上	30000 ～ 79600	無	JR南武線 西国立駅から 下車徒歩8分	
A2	砂川町五番住宅 砂川町1-2-1	1	3DK 57.1㎡	H1 1階	25500 ～ 67500	無	立川駅北口からバス 「十小裏」 下車徒歩5分	
A3	栄町江の島住宅 栄町6-17-1	1	2DK 55.7㎡	H8 1階	27000 ～ 71500	無	多摩モノレール 泉体育館駅 下車徒歩5分	
A4	柏町青柳住宅 柏町1-11-1	2	3DK 63.2㎡	H6 2階以上	30000 ～ 79600	無	多摩モノレール 泉体育館駅 下車徒歩5分	
A5	一番町住宅 一番町1-40-1	1	3DK 63.2㎡	H3 2階以上	28000 ～ 74200	無	立川駅北口からバス 「天王橋」 下車徒歩5分	
A6	一番町北住宅 一番町4-62-3	1	3DK 61.8㎡	H25 2階以上	30100 ～ 79800	有	立川駅北口からバス 「天王橋団地」 下車徒歩10分	
A7	一番町北住宅 一番町4-62-3	3	2DK 51.57㎡	H20～H25 2階以上	24500 ～ 66500	有	立川駅北口からバス 「天王橋団地」 下車徒歩10分	

若年夫婦世帯向住宅 ※40歳未満の「夫婦」「夫婦と子」の世帯が対象です。

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
B1	富士見町第三住宅 富士見町7-8-1	1	2DK 51.0㎡	H12 2階以上	24500 ～ 64800	無	立川駅南口からバス 「富士見町5丁目」 下車徒歩5分	
B2	栄町江の島住宅 栄町6-17-1	1	3DK 61.5㎡	H8 2階以上	29800 ～ 78900	有	多摩モノレール 泉体育館駅 下車徒歩5分	
B3	一番町北住宅 一番町4-62-3	1	3DK 61.8㎡	H20 2階以上	29400 ～ 77800	有	立川駅北口からバス 「天王橋団地」 下車徒歩10分	

高齢者世帯向住宅 ※2名以上の世帯が対象です。

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
C1	富士見町第三住宅 富士見町7-8-1	1	2DK 51.0㎡	H12 1階	24500 ～ 64800	無	立川駅南口からバス 「富士見町5丁目」 下車徒歩5分	

多子世帯向住宅 ※18歳未満の児童が3名以上の世帯が対象です。

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
	※今回、募集はありません。							

車いす使用者向住宅

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
	※今回、募集はありません。							

福祉単身者向住宅

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	エレベーター	交通機関	備考
	※今回、募集はありません。							

※記載している使用料は募集案内を作成している時点での額です。入居時には改定されている場合があります。ご了承ください。

市営住宅案内図

※今回、募集のない住宅も表示しています

●富士見町第一住宅

住所：富士見町7-1、2

●富士見町第三住宅

住所：富士見町7-8-1

バス停「富士見町5丁目」より
徒歩4分



●錦町住宅

住所：錦町4-10-20

JR南武線「西国立駅」より
徒歩8分



●砂川町五番住宅

住所：砂川町1-2-1

バス停「十小裏」より
徒歩5分



●幸町七番住宅

住所：幸町5-83-4

多摩モノレール「砂川七番駅」より
徒歩4分



●柏町青柳住宅

住所：柏町１－１１－１

●栄町江の島住宅

住所：６－１７－１

多摩モノレール「泉体育館駅」より
徒歩５分



●一番町住宅

住所：一番町１－４０－１

バス停「天王橋」より
徒歩５分



●一番町北住宅

住所：一番町４－６２－３

バス停「天王橋団地」より
徒歩１０分



棟により所在地、最寄りの交通機関、徒歩分が多少異なる場合があります。
また、バス停はバス会社の都合により変更になっていることもありますのでご了承ください。

所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

↓
16～17ページ参照

↓
18ページ参照

↓
19ページ参照

★所得としないもの

①次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

②給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込書配布期間に退職、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、登録を抹消された日が退職年月日となります。）

③現在は収入があっても、申込書配布期間以降、次のアまたはイの理由により、その年の12月末日までに退職することが申込書配布期間内に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

ア 申込書配布期間以降に結婚をするため

イ 現在妊娠中で出産をするため

2 家族数は何人ですか？

所得基準表（15ページ）の家族数とは

申込者 本人 [人]	+	同居 親族数 [人]	+	遠隔地 扶養者数 [人]	=	家族数 [人]	所得基準表の家族 数は、この人数で みます。
--------------------	---	--------------------	---	----------------------	---	--------------	------------------------------

出産する予定であっても申込書配布期間の最終日までに生まれていなければ、同居親族数に含めません。ただし、生まれた子の入居は可能です。

★遠隔地扶養者数とは

市営住宅に入居はしないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

3 世帯全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の世帯全員(市営住宅に入居する世帯全員)の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	所得金額	21ページ(B)の 特別控除金額★2		
	()-()			
	()-()			
合 計			-	

★特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは20～21ページをご覧ください。

20ページ(A)の
特別控除金額★1

=

あなたの家族の
所得金額

4 所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数 (遠隔地扶養 者を含む)	市営住宅に入居する方全員の所得金額の合計	
	一 般 区 分	★ 特 別 区 分
1人	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,568,000円
2人	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,948,000円
3人	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,328,000円
4人	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,708,000円
5人	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 4,088,000円

家族数が6人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分とは

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- エ 戦傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居親族全員が、次のア、イのいずれかに該当すること。

- ア 60歳以上
- イ 18歳未満の児童

③ 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。

⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

⑥ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

①源泉徴収票の出る方

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)													
		(個人番号)													
		(役職名)													
		氏 (フリガナ)													
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				料控除の額の合計額				源泉徴収税額			
		内 千 円		千 円				千 円				千 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		(配偶者を除く。)				16歳未満				障害者の数			
有 従有		千 円		特 定 人 従人 内 人 従人 人								非居住者			

「給与所得控除後の金額」から
100,000円差し引いた金額が
所得金額です。

②源泉徴収票の出ない方

令和7年1月から12月までの合計税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く）が
推定年収となります。次ページの計算式で所得金額になおしてください。

注意事項

- 申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前1年分の収入が所得計算の対象となります。
- 2か所以上から給与を受けている場合は、支払金額または税込支給額（課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。
- 申込日現在は復職しているが、病気や産休等の休職により令和7年7月以降に収入のない月がある場合は収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を
記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
収入のあった 月数	収入計	賞与計

次の①、②、③からあてはまるケースを選び収入を
計算します。

①就職した日が令和7年1月2日から令和7年7月1日 までの方

令和7年7月から令和8年6月までの収入の合計になり
ます。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

②就職した日が令和7年7月2日以降の方

就職した翌月から令和8年6月までの収入計を、収入
のあった月数で割り、それを12倍します。それに、
その間の賞与計を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

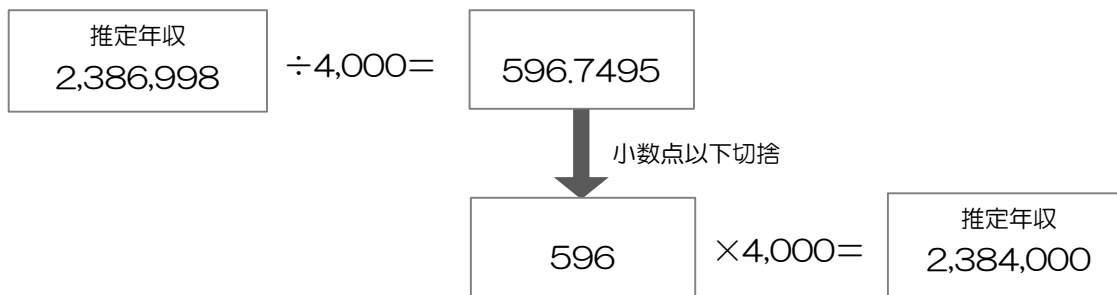
※ まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方は基本
給、家族手当、住居手当など毎月必ず支給される
固定的給与を12倍してください。

●推定年収を所得金額に換算します。

推定年収を下記の計算式を参照して所得金額になおしてください。

推定年収が1,628,000円～6,599,999円の方は端数进行处理して計算をします。

例：推定年収が2,386,998円の場合



◆推定年収を所得金額に換算する計算式

推定年収	計 算 式 と 所 得 金 額	
651,000円未満	所得金額は0円となります。	
651,000円以上 1,900,000円未満	推定年収 (円) - 750,000円 = (円)	所得金額
1,900,000円以上 3,604,000円未満	端数処理後の額 (推定年収 ÷ 4,000 → 係数[小数点以下切捨て] × 4,000) (円) × 0.7 - 180,000 = (円)	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数処理後の額 (円) × 0.8 - 540,000 = (円)	所得金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	推定年収 (円) × 0.9 - 1,200,000 = (円)	所得金額

事業等所得の方（自営業・外交員等）

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

①確定申告をしている方

令和7年分の所得税確定申告書

所得金額等	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	配当	④																		
	利子	⑤																		
	給与	⑥																		
	公的年金等	⑦																		
	雑業	⑧																		
	その他	⑨																		
	総合譲渡・一時	⑩																		
	合計	⑪																		
	①から⑩までの計	⑫																		

昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。

※ 申込者や同居親族に専業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を17ページの計算式で所得金額に換算してください。

②確定申告をしていない方 令和7年1月から12月までの所得の合計となります。

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			
月 月			

次の①、②からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

①仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年7月1日までの方
令和7年7月から令和8年6月までの収入の合計になります。

②仕事を始めた日が令和7年7月2日以降の方
仕事を始めた翌月から令和8年6月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 = \text{推定年収}$$

※病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算します。

年金を受けている方

※ 令和7年1月から12月までに支払を受けたすべての年金を合計し

※ 令和7年1月から12月までに支払を受けたすべての年金を合計し
以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

令和6年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

住所又は居所		個人番号	
支払を受ける者	(フリガナ)	生年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
区分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千 円	千 円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			

「支払金額」に記載の金額を
下段の表で所得金額に
換算してください。

「支払金額」に記載の金額を
下段の表で所得金額に
換算してください。

令和7年1月以降から年金を受け始めた方、受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得に換算します。

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算
65歳以上	1,200,000円まで	所得金額は0円となります
	1,200,001円～3,299,999円	(円) - 1,200,000円 = (円)
	3,300,000円～4,099,999円	(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)
65歳未満	700,000円まで	所得金額は0円となります
	700,001円～1,299,999円	(円) - 700,000円 = (円)
	1,300,000円～4,099,999円	(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)

上記で計算した所得金額を申込書の「年間所得金額」の欄に記入してください。

※ 公的年金の他に収入（給与や個人年金等）のある方は、それぞれの所得を計算し合計した金額を申込書の「年間所得金額」欄に記入して下さい。

特別控除について

次の『控除の種類』にあてはまるかで、(A)の場合は申込世帯の合計所得金額から、(B)の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

(A) 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。

控除の種類	特別控除 金額★1	特別控除を受けられる方	備考
ア 老人扶養 控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	エの特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除をあわせて受けることはできません。
イ 特定扶養 控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ 障害者 控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
エ 特別 障害者 控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

(A)の特別控除金額の合計 万円 15 ページ上段の特別控除金額★1へ

(B) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者・同居親族が対象です。ただし、その方の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除 金額★2	特別控除を受けられる方	備考
オ 寡婦控除	27万円	① 夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない（＊1）女性、 夫の生死が明らかでない女性、または婚姻によらないで母となり、 現に婚姻をしていない（＊1）女性で、扶養親族または 生計を一にする子（＊2）を有する方 ② 夫と死別した後、婚姻をしていない（＊1）女性、 または夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が 500万円以下の方【①の「扶養親族または生計を一にする子（＊2）」 のいない方もあてはまります。】	オまたはカ にあてはま る方の所得 が27万円 よりも少な い場合は、 その方の所 得と同額の み差し引き ます。
カ ひとり親 控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、 次の①および②の両方にあてはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子（＊2）を有する方	

＊1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

＊2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

(B)の特別控除金額の合計 万円 15 ページ上段の特別控除金額★2へ

申込書の書き方(郵送申込みの参考)

住宅使用申込書

立川市長 殿

※4名以上の申込みは

裏面に記入してください。

(アパート名も)	
申込者住所	立川市泉町1156-9 立川荘
氏名	立川 太郎
電話	042-523-2111
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

立川市営住宅条例(以下「条例」という。)に基づく市営住宅を使用したいので、次のとおり申し込みます。この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は条例第6条に規定する条件を具備していないときは、住宅の使用予定者としての決定を取り消されても異議ありません。また、住宅の使用許可後、条例第40条第1項による明け渡しの請求を受けたときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。なお、使用予定者の資格の有無を審査する際に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かの確認のため警視庁への照会がなされることに、世帯員全員が了承のうえ同意します。

住宅に入ろうとする世帯の構成					備 考		
フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業	年間所得	身障者手帳 等の種類	車いす利用 は印	生活保護 給付印
タチカワ 立川 太郎	本人	●・●・●(●)歳	会社員	1,488,000			
タチカワ 立川 花子	妻	●・●・●(●)歳	パート	90,000			
タチカワ 立川 一郎	長	●・●・●(●)歳	高校生	0	身体2		
合計 3 人	所得のある人の合計		1,578,000 円				

特別控除を受ける人がいる場合には、その人の氏名を記入してください。

老人扶養・特定扶養・障害者・ 特別障害者 ・寡婦・ひとり親
立川 一郎

申込地区番号	A 1	抽せん番号	
--------	-----	-------	--

※太線内のみ記入してください。

①外側にして折ってください(切り離さないこと)

郵便はがき		郵便はがき	
1 9 0 0 0 ▲ ▲		1 9 0 0 0 ▲ ▲	
住所	立川市 泉 町 1156-9 立川荘101	住所	立川市 泉 町 1156-9 立川荘101
氏 名	立川 太郎 様	氏 名	立川 太郎 様
申込地区番号	A 1	申込地区番号	A 1

申込地区番号は3か所記入します。
2つ以上の地区番号を記入すると無効。

切手のはっていないものは
通知できません。

氏名等ははっきり書いてください。

MEMO

確認しておきましょう

- 申込みを希望する住宅の番号は間違えていませんか？
- 申込みを希望する住宅の人数はあっていますか？
- 申込みを希望する住宅の入居資格にあっていますか？
- 切手は貼りましたか？ 連絡先を書きましたか？